

介護サービス事業者賠償責任保険（特定感染症対応費用担保特約条項（介護サービス事業者特別約款用））

改定前	改定後																
<p>特定感染症対応費用担保特約条項（介護サービス事業者特別約款用）</p>	<p>特定感染症対応費用担保特約条項（介護サービス事業者特別約款用）</p>																
<p>第1条（保険金を支払う場合）</p> <p>（1）当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、サービス利用者が施設において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症および三類感染症を発症したこと（以下「事故」といいます。）について、記名被保険者が次のいずれかの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、被保険者が保健所その他の行政機関に届出または報告等を行った場合に限り、</p> <p>① 消毒費用 ② 検査費用 ③ 予防費用 ④ 通信費用</p> <p>（2）当社は、（1）の届出または報告等が保険証券記載の保険期間中になされた場合に限り、保険金を支払います。</p>	<p>第1条（保険金を支払う場合）</p> <p>（1）当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、サービス利用者が施設において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症、<u>三類感染症または指定感染症（同法が定める一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り、）</u>を発症したこと（以下「事故」といいます。）について、記名被保険者が次のいずれかの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、被保険者が保健所その他の行政機関に届出または報告等を行った場合に限り、</p> <p>① 消毒費用 ② 検査費用 ③ 予防費用 ④ 通信費用</p> <p>（2）当社は、（1）の届出または報告等が保険証券記載の保険期間中になされた場合に限り、保険金を支払います。</p>																
<p>第2条（用語の定義）</p> <p>この特約条項において、次の用語の意味は、次の定義によります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">用語</th> <th align="center">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消毒費用</td> <td>感染症の蔓延または再発を防止するために対象施設の消毒ならびに対象施設に備え付けられている什器備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用のうち、当社が必要と認めたものをいいます。</td> </tr> <tr> <td>検査費用</td> <td>記名被保険者の使用人またはサービス利用者1名ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいいます。ただし、診断後に支出したものを除きます。</td> </tr> <tr> <td>予防費用</td> <td>記名被保険者の使用人またはサービス利用者への感染拡大を防止するために支出した予防接種等の感染予防にかかる医療費のうち、当社が必要と認めたものをい</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	消毒費用	感染症の蔓延または再発を防止するために対象施設の消毒ならびに対象施設に備え付けられている什器備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用のうち、当社が必要と認めたものをいいます。	検査費用	記名被保険者の使用人またはサービス利用者1名ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいいます。ただし、診断後に支出したものを除きます。	予防費用	記名被保険者の使用人またはサービス利用者への感染拡大を防止するために支出した予防接種等の感染予防にかかる医療費のうち、当社が必要と認めたものをい	<p>第2条（用語の定義）</p> <p>この特約条項において、次の用語の意味は、次の定義によります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">用語</th> <th align="center">定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消毒費用</td> <td>感染症の蔓延または再発を防止するために対象施設の消毒ならびに対象施設に備え付けられている什器備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用のうち、当社が必要と認めたものをいいます。</td> </tr> <tr> <td>検査費用</td> <td>記名被保険者の使用人またはサービス利用者1名ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいいます。ただし、診断後に支出したものを除きます。</td> </tr> <tr> <td>予防費用</td> <td>記名被保険者の使用人またはサービス利用者への感染拡大を防止するために支出した予防接種等の感染予防にかかる医療費のうち、当社が必要と認めたものをい</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	消毒費用	感染症の蔓延または再発を防止するために対象施設の消毒ならびに対象施設に備え付けられている什器備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用のうち、当社が必要と認めたものをいいます。	検査費用	記名被保険者の使用人またはサービス利用者1名ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいいます。ただし、診断後に支出したものを除きます。	予防費用	記名被保険者の使用人またはサービス利用者への感染拡大を防止するために支出した予防接種等の感染予防にかかる医療費のうち、当社が必要と認めたものをい
用語	定義																
消毒費用	感染症の蔓延または再発を防止するために対象施設の消毒ならびに対象施設に備え付けられている什器備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用のうち、当社が必要と認めたものをいいます。																
検査費用	記名被保険者の使用人またはサービス利用者1名ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいいます。ただし、診断後に支出したものを除きます。																
予防費用	記名被保険者の使用人またはサービス利用者への感染拡大を防止するために支出した予防接種等の感染予防にかかる医療費のうち、当社が必要と認めたものをい																
用語	定義																
消毒費用	感染症の蔓延または再発を防止するために対象施設の消毒ならびに対象施設に備え付けられている什器備品、衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用のうち、当社が必要と認めたものをいいます。																
検査費用	記名被保険者の使用人またはサービス利用者1名ごとに、初診の時から感染の有無を診断される時までの間において感染の有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいいます。ただし、診断後に支出したものを除きます。																
予防費用	記名被保険者の使用人またはサービス利用者への感染拡大を防止するために支出した予防接種等の感染予防にかかる医療費のうち、当社が必要と認めたものをい																

介護サービス事業者賠償責任保険（特定感染症対応費用担保特約条項（介護サービス事業者特別約款用））

改定前			改定後																										
		います。			います。																								
通信費用		親族に対する事故の連絡に要した郵便代等の費用をいいます。	通信費用		親族に対する事故の連絡に要した郵便代等の費用をいいます。																								
親族		サービス利用者の3親等以内の親族または後見人をいい、それらの者の代理人を含みます。	親族		サービス利用者の3親等以内の親族または後見人をいい、それらの者の代理人を含みます。																								
<p>第3条（責任の限度）</p> <p>(1) 当社は、第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害の額が保険証券のこの特約条項の欄に記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。</p> <p>(2) 当社が支払う（1）の保険金の額は、保険証券のこの特約条項の欄に記載の支払限度額を限度とします。</p>			<p>第3条（責任の限度）</p> <p>(1) 当社は、第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害の額が保険証券のこの特約条項の欄に記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。</p> <p>(2) 当社が支払う（1）の保険金の額は、保険証券のこの特約条項の欄に記載の支払限度額を限度とします。</p>																										
<p>第4条（読替規定）</p> <p>(1) この特約条項においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>普通保険約款の規定</th> <th>読替前</th> <th>読替後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5条(保険責任の始期および終期)（3）、第10条（通知義務）（4）および（7）ならびに第18条（重大事由による解除）（3）</td> <td>発生した事故</td> <td>事故の届出または報告等がなされた事故</td> </tr> <tr> <td>第6条（告知義務）（3）③</td> <td>事故による損害の発生前</td> <td>事故の届出または報告等がなされる前</td> </tr> <tr> <td>第6条（4）、第10条（4）および（7）ならびに第18条（3）</td> <td>事故による損害の発生後</td> <td>事故の届出または報告等がなされた後</td> </tr> </tbody> </table>			普通保険約款の規定	読替前	読替後	第5条(保険責任の始期および終期)（3）、第10条（通知義務）（4）および（7）ならびに第18条（重大事由による解除）（3）	発生した事故	事故の届出または報告等がなされた事故	第6条（告知義務）（3）③	事故による損害の発生前	事故の届出または報告等がなされる前	第6条（4）、第10条（4）および（7）ならびに第18条（3）	事故による損害の発生後	事故の届出または報告等がなされた後	<p>第4条（読替規定）</p> <p>(1) この特約条項においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>普通保険約款の規定</th> <th>読替前</th> <th>読替後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5条(保険責任の始期および終期)（3）、第10条（通知義務）（4）および（7）ならびに第18条（重大事由による解除）（3）</td> <td>発生した事故</td> <td>事故の届出または報告等がなされた事故</td> </tr> <tr> <td>第6条（告知義務）（3）③</td> <td>事故による損害の発生前</td> <td>事故の届出または報告等がなされる前</td> </tr> <tr> <td>第6条（4）、第10条（4）および（7）ならびに第18条（3）</td> <td>事故による損害の発生後</td> <td>事故の届出または報告等がなされた後</td> </tr> </tbody> </table>			普通保険約款の規定	読替前	読替後	第5条(保険責任の始期および終期)（3）、第10条（通知義務）（4）および（7）ならびに第18条（重大事由による解除）（3）	発生した事故	事故の届出または報告等がなされた事故	第6条（告知義務）（3）③	事故による損害の発生前	事故の届出または報告等がなされる前	第6条（4）、第10条（4）および（7）ならびに第18条（3）	事故による損害の発生後	事故の届出または報告等がなされた後
普通保険約款の規定	読替前	読替後																											
第5条(保険責任の始期および終期)（3）、第10条（通知義務）（4）および（7）ならびに第18条（重大事由による解除）（3）	発生した事故	事故の届出または報告等がなされた事故																											
第6条（告知義務）（3）③	事故による損害の発生前	事故の届出または報告等がなされる前																											
第6条（4）、第10条（4）および（7）ならびに第18条（3）	事故による損害の発生後	事故の届出または報告等がなされた後																											
普通保険約款の規定	読替前	読替後																											
第5条(保険責任の始期および終期)（3）、第10条（通知義務）（4）および（7）ならびに第18条（重大事由による解除）（3）	発生した事故	事故の届出または報告等がなされた事故																											
第6条（告知義務）（3）③	事故による損害の発生前	事故の届出または報告等がなされる前																											
第6条（4）、第10条（4）および（7）ならびに第18条（3）	事故による損害の発生後	事故の届出または報告等がなされた後																											
<p>(2) この特約条項においては、保険料に関する規定の変更特約条項（以下、「変更特約」といいます。）を下表のとおり読み替えます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更特約の規定</th> <th>読替前</th> <th>読替後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節第1条(保険料の払込方法等)（2）、第2節第5条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)（1）および第</td> <td>生じた事故</td> <td>事故の届出または報告等がなされた事故</td> </tr> </tbody> </table>			変更特約の規定	読替前	読替後	第2節第1条(保険料の払込方法等)（2）、第2節第5条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)（1）および第	生じた事故	事故の届出または報告等がなされた事故	<p>(2) この特約条項においては、保険料に関する規定の変更特約条項（以下「変更特約」といいます。）を下表のとおり読み替えます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更特約の規定</th> <th>読替前</th> <th>読替後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節第1条(保険料の払込方法等)（2）、第2節第5条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)（1）および第</td> <td>生じた事故</td> <td>事故の届出または報告等がなされた事故</td> </tr> </tbody> </table>			変更特約の規定	読替前	読替後	第2節第1条(保険料の払込方法等)（2）、第2節第5条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)（1）および第	生じた事故	事故の届出または報告等がなされた事故												
変更特約の規定	読替前	読替後																											
第2節第1条(保険料の払込方法等)（2）、第2節第5条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)（1）および第	生じた事故	事故の届出または報告等がなされた事故																											
変更特約の規定	読替前	読替後																											
第2節第1条(保険料の払込方法等)（2）、第2節第5条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)（1）および第	生じた事故	事故の届出または報告等がなされた事故																											

介護サービス事業者賠償責任保険（特定感染症対応費用担保特約条項（介護サービス事業者特別約款用））

改定前			改定後		
4節第1条(保険料の返還、追加または変更) (4)			4節第1条(保険料の返還、追加または変更) (4)		
第2節第1条(3)②および(4)①ならびに第4節第4条(保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い)(1)①、②および(2)	事故の発生の日	事故の届出または報告等がなされた日	第2節第1条(3)②および(4)①ならびに第4節第4条(保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い)(1)①、②および(2)	事故の発生の日	事故の届出または報告等がなされた日
第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)(2)および第4節第4条(3)	発生した事故	事故の届出または報告等がなされた事故	第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)(2)および第4節第4条(3)	発生した事故	事故の届出または報告等がなされた事故
第4節第4条(5)	事故が発生した	事故の届出または報告等がなされた	第4節第4条(5)	事故が発生した	事故の届出または報告等がなされた
第4節第4条(5)③	事故の発生の日時	事故の届出または報告等がなされた日時	第4節第4条(5)③	事故の発生の日時	事故の届出または報告等がなされた日時
第5条（普通保険約款等との関係） この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および介護サービス事業者特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。			第5条（普通保険約款等との関係） この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および介護サービス事業者特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。		